

山梨県私立高等学校等授業料減免事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、私立高等学校及び専修学校高等課程（以下「私立高等学校等」という。）における奨学、保護者等の負担軽減等を図るため、私立高等学校等に在学する生徒であって、その属する世帯において第3子以降の子であるものに関し、私立高等学校等の設置者が授業料の減免を行った場合において、それに相当する額の全部又は一部について予算の範囲内で補助するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象)

第2条 この補助金の交付の対象となる者は、私立高等学校等を設置する学校法人（以下「補助事業者」という。）とする。

(定義)

第3条 この要綱において「その属する世帯において第3子以降の子であるもの」とは、県内の私立高等学校等に在学し、就学支援金等（高等学校就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条第1項の高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）又は山梨県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱（以下「学び直し支援金交付要綱」という。）第1条の山梨県私立高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）を「加算なし」で受給している生徒のうち、その保護者が、県内に住所を有し、その保護者の3人目以降の子であって、知事が適当と認める者をいう。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 この補助金の補助対象経費は、前条に該当する生徒に対し、その生徒が在学する私立高等学校等の設置者が行った授業料の減免額とする。ただし、生徒が履修する単位数に応じて授業料の額を定める私立高等学校等における授業料の減免額は、就学全期間を通じ

て74単位の履修に係る額を限度とする。

- 2 補助額は、生徒1人当たりの月額授業料減免額（生徒が就学支援金等法第3条第1項の就学支援金及び学び直し支援金交付要綱第1条の学び直し支援金の支給を受けた場合にあっては、その授業料の月額から当該生徒に係る月ごとの就学支援金等の支給額を控除した額を限度とする。）又は別表1に定める額のいずれか低い額に減免月数を乗じた額とする。ただし、生徒が履修する単位数に応じて授業料の額を定める私立高等学校等にあっては、生徒1人当たりの授業料減免額（生徒が就学支援金等の支給を受けた場合にあっては、その履修する授業料の合計額から当該生徒に係る1年当たりの就学支援金等の総支給額を控除した額を限度とする。）又は別表2に定める額のいずれか低い額とする。
- 3 私立高等学校等の設置者が、経済的理由により就学が困難である者が法第4条に規定する就学支援金の受給資格の認定又は学び直し支援金交付要綱第5条に規定する学び直し支援金の受給資格の認定のいずれも受けていない期間について、当該生徒の授業料の減免を行った場合の経費については、第1項の規定にかかわらず本補助金の補助対象経費から除外する。

（補助事業者の徴すべき書類）

第5条 補助事業者は、保護者から、あらかじめ第3子以降の子であることを証明する戸籍謄本を提出させ、事業完了後に授業料減免確認書を徴するものとする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 授業料減免事業計画書（第2号様式）
- (2) 学則
- (3) 就学支援金等に係る交付申請又は変更交付申請の内訳の写（授業料の減免を行う生徒を判別できるようにしたもの）
- (4) 保護者の戸籍謄本（写）
- (5) 前各号のほか知事が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第7条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときはすみやかに交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（第3号様式）を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第6条の規定による補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする

- (1) 補助金の額に変更をもたらす内容の変更をしようとする場合においては、事業計画変更（中止又は廃止）承認申請書（第4号様式）及び授業料減免変更事業計画書（第5号様式）をあらかじめ知事に提出して承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業計画変更（中止又は廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助金の交付を受けた者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間保管すること。

(実績報告書)

第9条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、規則第12条の規定による実績報告書（第6号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第7号様式）
- (2) 授業料減免決定通知書（写）

(3) 授業料減免確認書（写）

(4) 前各号のほか知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（第8号様式）により補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の交付）

第10条 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、（概算払）請求書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

該当事由	生徒の区分	生徒1人当たりの額（月額）
第3条に該当する者	就学支援金（全日制）	23,100円
	就学支援金（通信制）	14,850円
	学び直し支援金	

別表 2

該当事由	生徒の区分	生徒1人当たりの額（年額）
第3条に該当する者	就学支援金（通信制） 学び直し支援金	12,030円を履修期間（月数）で除した額に履修単位数を乗じて得た額から、4,812円を履修期間（月数）で除した額に履修単位数を乗じて得た額を控除して得た額に、減免月数を乗じて得た額（ただし、履修単位数は、1年当たり30を上限とする。）